

令和4年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

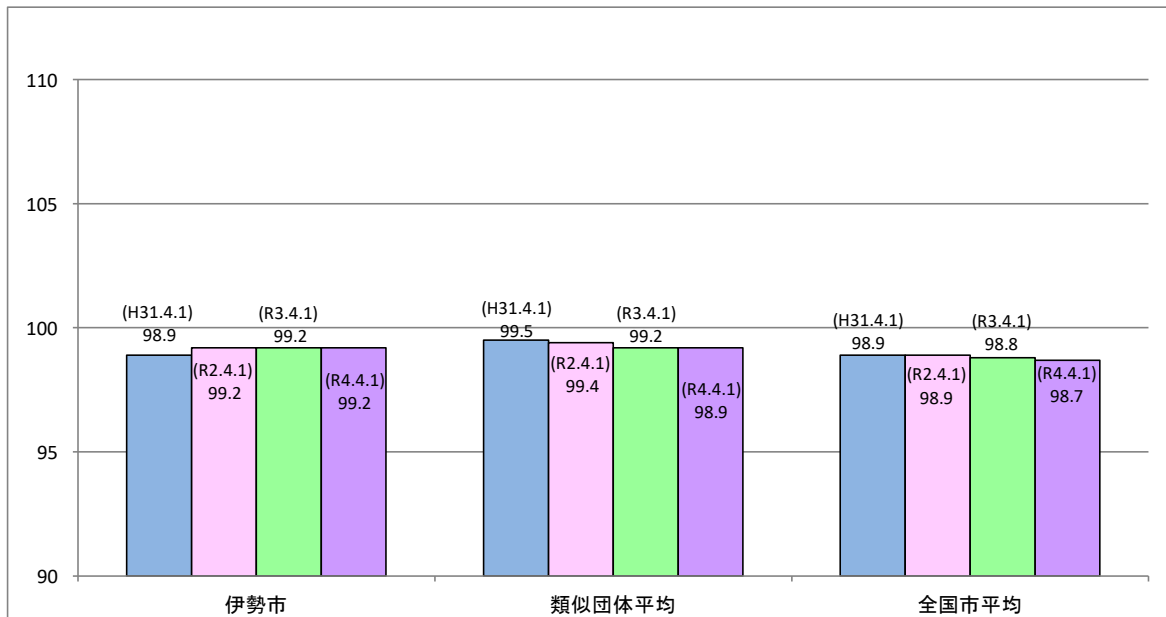
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度人件費率
3年度	人 123,189	千円 58,658,522	千円 516,172	千円 10,073,678	% 17.2	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1,009	千円 3,728,614	千円 742,965	千円 1,502,384	千円 5,973,963	千円 5,921	千円 6,357

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和4年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.6 歳	324,300 円	386,001 円	346,340 円
三重県	44.0 歳	333,355 円	429,844 円	372,166 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	— 円
類似団体	42.0 歳	314,081 円	402,611 円	364,751 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.7歳	90人	310,900円	335,093円	320,698円
うち用務員	55.8歳	10人	341,500円	356,050円	350,260円
うち清掃職員	51.3歳	22人	327,400円	365,004円	338,991円
うち学校給食調理員	45.7歳	24人	290,000円	309,051円	300,121円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	328,416円	—
類似団体	52.6歳	—	321,221円	377,100円	359,636円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	－ 円	－ 円
消防職	大学卒	201,200 円	－ 円	－ 円
	高校卒	171,700 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

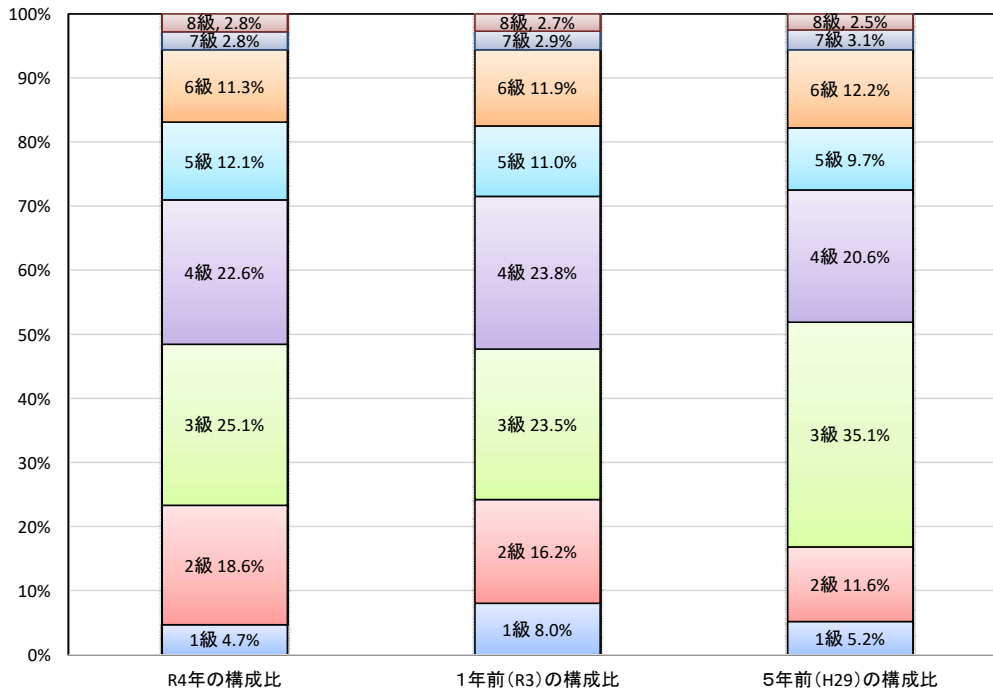
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,433 円	288,340 円	344,541 円
	高校卒	239,200 円	257,700 円	329,300 円
技能労務職	高校卒	226,800 円	245,000 円	301,900 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

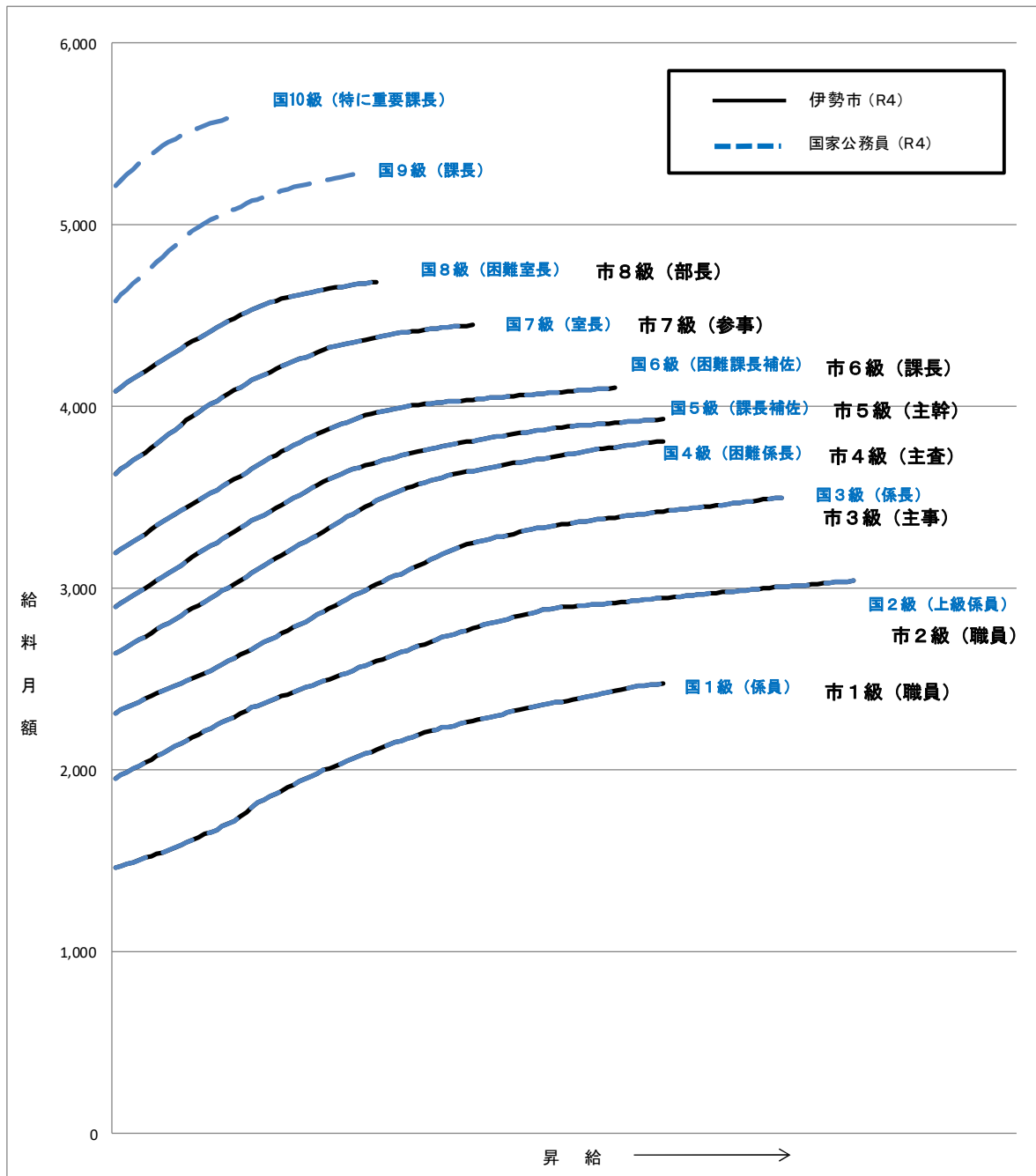
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	23 人	4.7 %
2 級	職員	92 人	18.6 %
3 級	主事	124 人	25.1 %
4 級	係長	112 人	22.6 %
5 級	課長補佐	60 人	12.1 %
6 級	課長	56 人	11.3 %
7 級	次長	14 人	2.8 %
8 級	部長	14 人	2.8 %
合計		495 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

R3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	ア 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,619 千円	-
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
※ 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.30月)を令和4年6月期で調整。		※ 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.30月)を令和4年6月期で調整。
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合等) 7,780 千円					
(定年・応募認定) 21,059 千円					

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		3,502 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		318 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	3 人	20 %
四級地(鈴鹿市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	7 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		26,229 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		38,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		32.7 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
	健康課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の検体の採取に係る業務	日額 3,000円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の移送業務	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
	全職員	職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたとき、当該職員等が使用した庁舎等において、感染防止衣を着用して行う消毒業務	日額 3,000円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務を行った場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	329,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	373 千円
支給実績(令和2年度決算)	259,285 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	294 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		116,055 千円	255,067 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当の上限 7,000円 (国 28,000円) 	48,483 千円	303,016 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <p>2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満…支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,200円 10～15km未満 …7,100円 15～20km未満 …10,000円 20～25km未満 …12,900円 25～30km未満 …15,800円 30～35km未満 …18,700円 35～40km未満 …21,600円 40～45km未満 …24,400円 45～50km未満 …26,200円 50～55km未満 …28,000円 55～60km未満 …29,800円 60km以上…31,600円</p>	59,362 千円	73,016 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		59,452 千円	447,007 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		27,994 千円	180,606 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	65,569 千円	612,795 円
管理職員特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	7,196 千円	67,248 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円/ 686,000 円
	副 市 長	780,000 円	880,000 円/ 667,300 円
	教 育 長	678,000 円	円
報酬	議 長	564,000 円	760,000 円/ 450,000 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円/ 390,000 円
	議 員	448,000 円	620,000 円/ 370,000 円
期末手当	市 長	(令和3年度支給割合) 4.30 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.30 月分	・役職加算 20%
	教 育 長	4.30 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和3年度支給割合) 3.25 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.25 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.25 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

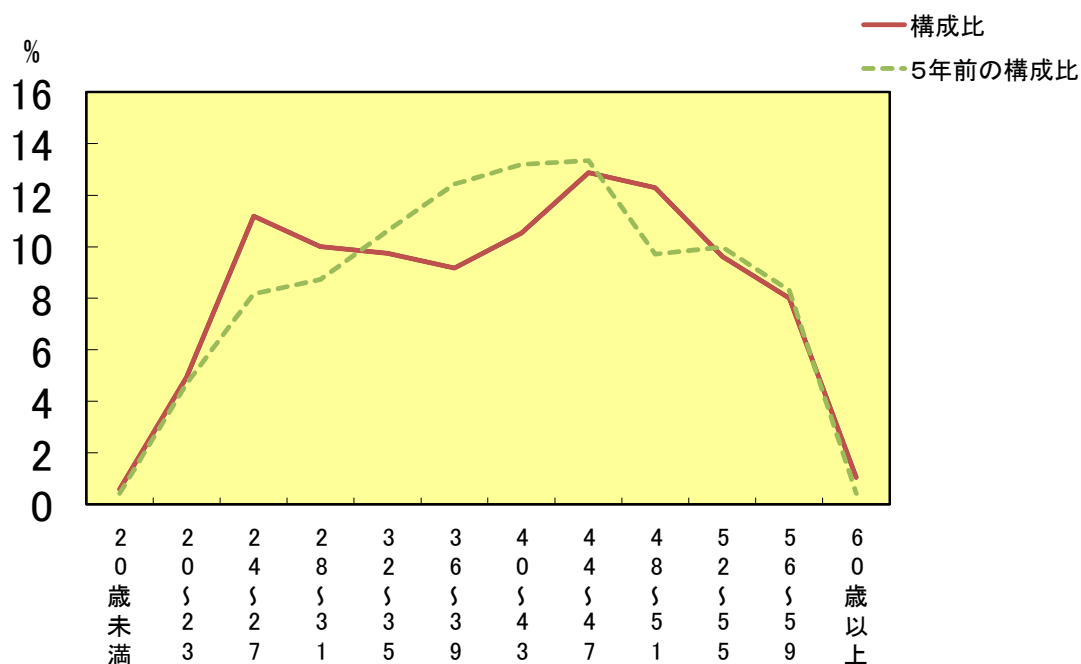
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和3年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・新型コロナウイルス対策による増 ・機構改革による減
	総 務	169	200	▲ 31	
	税 務	49	48	1	
	民 生	246	238	8	
	衛 生	75	72	3	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	23	23	0	
	商 工	29	27	2	
	土 木	93	92	1	
	小 計	693	709	▲ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	105	101	4	
	消 防	199	199	0	
	小 計	304	300	4	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	433	435	▲ 2	・業務見直しによる減
	水 道	34	36	▲ 2	
	下 水 道	34	34	0	
	そ の 他	40	41	▲ 1	
	小 計	541	546	▲ 5	
合 計		1,538 [1,753]	1,555 [1,753]	▲ 17 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.85人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の数を含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	9人	76人	172人	154人	150人	141人	162人	198人	189人	148人	123人	16人	1,538人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	666	689	691	705	709	693	27 (4.1%)
教育	101	104	110	111	101	105	4 (4.0%)
消防	196	200	200	199	199	199	3 (1.5%)
普通会計	963	993	1,001	1,015	1,009	997	34 (3.5%)
公営企業等会計	469	495	516	533	546	541	72 (15.4%)
総合計	1,432	1,488	1,517	1,548	1,555	1,538	106 (7.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3年度	千円 2,265,924	千円 333,178	千円 204,371	% 9.0	% 9.7

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費66,567千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	41人	千円 140,950	千円 19,658	千円 54,931	千円 215,539	千円 5,257	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	40.9 歳	303,600 円	457,446 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)	
1,340 千円		1,490 千円	
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55(1.45) 月分	1.90(0.90) 月分	2.55(1.45) 月分	1.90(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.30月)を令和4年6月期で調整。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給	(自己都合等)	16,785千円	1人当たり平均支給	(自己都合等)	7,780千円
	(定年・応募認定)	58,507千円		(定年・応募認定)	21,059千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		1,216 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		35,765 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		82.9 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	7,433 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	201 千円
支給実績(令和2年度決算)	8,275 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,731 千円	220,047 円
住居手当	一般会計に同じ			1,326 千円	294,667 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,108 千円	82,880 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,812 千円	604,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			32 千円	16,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	3,426,922	298,196	185,366	5.4	6.4

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 108,467千円は含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
3年度	41人	138,788	21,041	52,981	212,810	5,190	5,920

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	42.2 歳	327,577 円	504,748 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(下水道事業)		伊勢市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,292 千円		1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,490 千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55(1.45) 月分 勤勉手当 1.90(0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55(1.45) 月分 勤勉手当 1.90(0.90) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.30月)を令和4年6月期で調整。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給 (自己都合等)		707千円	1人当たり平均支給 (自己都合等)		7,780千円
		(定年・応募認定 25,179千円)			(定年・応募認定 21,059千円)

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		10 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		14.6 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事したとき	日額 400円
		庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		メーターの検針及び集金業務に職員が直接従事したとき	日額 300円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	交通の頻繁な道路上において交通を遮断することなく工事、点検、検査で管理者が職員の身体に危険と認めるものに従事したとき	日額 300円
		著しく作業困難な特殊現場(高所、深所、船上、特殊自動車等)において業務に従事したとき	日額 400円
		危険又は有害な薬剤又は機器の取扱いに専ら従事する職員	月額 2,500円
		職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	7,217 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	233 千円
支給実績(令和2年度決算)	8,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	263 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,636 千円	268,381 円
住居手当	一般会計に同じ			1,730 千円	230,667 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,447 千円	85,111 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,988 千円	597,600 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			9 千円	9,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	8,427,408	270,637	4,304,406	51.1	51.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	438人	1,551,190	777,350	629,911	2,958,451	6,754	7,080

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医師	43.0 歳	559,906 円	1,334,725 円
	看護師	38.2 歳	290,880 円	450,291 円
	事務職	41.1 歳	323,330 円	556,498 円
事業者	63.0 歳			964,625 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,430 千円				1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,490 千円			
(令和3年度支給割合)				(令和3年度支給割合)			
期末手当	2.55 月分	勤勉手当	1.90 月分	期末手当	2.55 月分	勤勉手当	1.90 月分
	(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.30月)を令和4年6月期で調整。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		667千円	1人当たり平均支給 (自己都合等)		7,780千円
		(定年・応募認定 7,918千円)			(定年・応募認定 21,059千円)

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		50,041 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,042,521 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	48 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		400,136 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		913,553 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		17種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 理事、医療部長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき、10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
新型コロナワクチン集団接種業務従事手当	職員	職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る業務に従事した場合	日額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	192,194 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	462 千円
支給実績(令和2年度決算)	199,553 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	486 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			36,618 千円	269,250 円
住居手当	一般会計に同じ			32,581 千円	350,333 円
通勤手当	一般会計に同じ			22,837 千円	66,775 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	18,468 千円	839,455 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		2,807 千円	127,591 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			29,698 千円	164,989 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円 	21,732 千円	275,089 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	71	44
教 育	4	1
合 計	75	45

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	15	15
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	17	17

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	0	0	0
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和3年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修（部長級～課長級）	88	1
人事評価研修（課長補佐・係長級）	230	1
課題解決力向上研修	19	4
平成29年度新規採用職員研修（消防体験研修）	24	1
平成30年度新規採用職員研修（法制執務研修）	8	1
平成31年度新規採用職員研修（手話研修）	28	1
令和3年度新規採用職員研修（採用時研修）	31	1
令和3年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	47	1
令和3年度新規採用職員研修（総合案内研修）	24	1
ハラスメント防止研修	89	1
女性活躍推進研修	80	1
人材育成カレッジ	622	35
計	1,290	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
国際文化アカデミー	1
日本経営協会（NOMA）	21
市町総合事務組合	32
その他研修	5
合 計	59

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和3年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	8,981千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和3年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0